

平成19年点検 重点調査事項案への関係府省コメント

重点点検分野名： 長期的な視野をもった科学技術、環境情報、政策手法等の整備

重点調査事項	戦略的環境アセスメントの取組状況
府省名	厚生労働省
<p>(コメント)</p> <p>厚生労働省をヒアリング府省から削除されたい。</p> <p>(理由)</p> <p>厚生労働省では、ダム・堰事業を直轄事業として行っておらず、また、当面水道事業者等が環境影響評価法(平成9年法律第81号)に基づく環境影響評価の対象となる大規模なダム・堰を建設する予定もないことから、戦略的環境アセスメントの導入に向けた取組を特段実施していない。このため、原案にある調査内容項目に関するヒアリングの対象府省から厚生労働省を削除されたい。</p>	

重点調査事項	戦略的環境アセスメントの取組状況
府省名	防衛庁
<p>(コメント)</p> <p>防衛庁では、防衛庁が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価に関し、国土交通省の「飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境保全のための措置に関する指針等を定める省令」に倣って内閣府令を定めており、また、その改正についても国土交通省における省令改正に合わせて同様に改正を行っている。このため、事業主の定義を除いて、双方の政令は内容的には同一のものとなっている。</p> <p>このように、当庁では、従来から国土交通省の手法に倣ってきたのが実情であり、戦略的環境アセスメントについても国土交通省において定められれば同様にその手法に習って実施していくことになると思われる。</p> <p>また、当庁には、現段階で環境アセスメントをとまうような飛行場の設置等についての計画は存在しない。</p> <p>以上のことから、戦略的環境アセスメントに関するヒアリングを受けたとしても、当庁からお答えできるようなものが無いため、防衛庁についてはヒアリング府省から除外していただくことが適当と考える。</p>	